公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年３月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和７年（2025年）10月31日

長野県企業局電気事業課長

１　業務の概要

(1) 業務名

令和８年度長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務

(2) 業務の目的

ア　長野県企業局（以下「企業局」という。）の美和発電所など24か所の水力発電所で発電した電力を、小売電気事業者に売電します。（以下「長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電業務」という。）

イ　売電した非ＦＩＴ電力の一部等で長野県庁舎への需要追随供給に係る需給管理等業務を行います。（以下「長野県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務」という。）

ウ　売電した企業局電力の一部等で企業局北信発電管理事務所にある水素ステーションへの供給を行います。（以下「北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務」という。）

エ　企業局27発電所への所内電力の供給を行います。（以下「企業局27発電所への所内電力供給業務」という。）

２　長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電業務（Ａ）

（別添１－１「本件業務のイメージ」参照）

(1) 業務内容

美和発電所など企業局の24か所の水力発電所で発電した電力の売電

ただし、世田谷区立保育園等（低圧51需要施設程度）への電力供給について世田谷区役所との協議を要件とします。

なお、企業局の24発電所のうち美和発電所、春近発電所、西天竜発電所、小渋第３発電所、高遠発電所、奥裾花第２発電所、横川蛇石発電所、信州もみじ湖発電所、くだものの里まつかわ発電所、小渋えんまん発電所、豊丘ダム発電所、森泉湯川発電所及び金峰山川発電所の13発電所は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号。以下「ＦＩＴ法」という。）のＦＩＴ制度の適用を受ける発電所です。また、与田切発電所は、ＦＩＴ法のＦＩＰ制度の適用を受ける発電所です。

(2) 仕様等

別添１－２「長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電業務に係る仕様書（案）」のとおり

(3) 業務の実施場所

伊那市高遠町勝間1673番地先　企業局美和発電所など24か所

(4) 履行期間

令和８年４月１日０時～令和９年３月31日24時

(5) 売電単価の下限（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

非公表

3　長野県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務（B）

（別添１－１「本件業務のイメージ」参照）

(1) 業務内容

長野県庁舎への自己託送に合わせて行う企業局電力による需要追随供給に係る需給管理等業務

受注者（複数者で公募型プロポーザル方式に応募する場合にあっては、代表事業者）は、企業局が実施する長野県庁舎への自己託送に合わせ、企業局から供給された非ＦＩＴ及びＦＩＰ電力（以下「非ＦＩＴ等企業局電力」という。）により、自己託送分（通告値によるもの）を除き、県庁舎への需要追随供給を行うため、需給管理業務その他必要な業務を行う。

(2) 仕様等

別添２－１「長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務仕様書（案）」のとおり

(3) 業務の実施場所

長野市大字南長野字幅下692-2　長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎）

(4) 履行期間

令和８年４月１日０時～令和９年３月31日24時

(5) 費用の上限額

34,000千円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

4　北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務（C）

（別添１－１「本件業務のイメージ」参照）

(1) 業務内容

売電した企業局電力の一部等で企業局北信発電管理事務所及び同事務所にある水素ステーションへの供給業務

受注者は、企業局から供給された電力の一部等により、企業局北信発電管理事務所及び同事務所にある水素ステーションへの供給を行う。

(2) 仕様等

別添３－１「北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務仕様書（案）」のとおり。また、契約の相手方は長野県企業局北信発電管理事務所長になります。

(3) 業務の実施場所

長野市川中島町四ツ屋100　企業局北信発電管理事務所及び同事務所水素ステーション

(4) 履行期間

令和８年４月１日０時～令和９年３月31日24時

(5) 費用の上限額

9,000千円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

5　企業局27発電所への所内電力の供給業務（D）

（別添１－１「本件業務のイメージ」参照）

(1) 業務内容

企業局電力に限らず受注者が調達した電力により、企業局27発電所への所内電力の供給業務

企業局27発電所の全部又は一部が運転停止した場合に、企業局電力であるか否かを問わず、受注者が調達した電力により、当該運転停止した発電所への所内電力の供給を行う。

(2) 仕様等

別添４－１「企業局27発電所への所内電力の供給業務仕様書（案)」のとおり

(3) 業務の実施場所

伊那市高遠町勝間1673番地先　企業局美和発電所など27か所（下表）

「２　長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電業務」（A）の対象	10発電所（非ＦＩＴ）	小渋第１発電所、小渋第２発電所、裾花発電所、菅平発電所、奥裾花発電所、大鹿発電所、奥木曽発電所、大鹿第２発電所、松川ダム発電所及び奈良井発電所
	１発電所（ＦＩＰ）	与田切発電所
	13発電所（ＦＩＴ）	美和発電所、春近発電所、西天竜発電所、小渋第３発電所、高遠発電所、奥裾花第２発電所、横川蛇石発電所、信州もみじ湖発電所、くだものの里まつかわ発電所、小渋えんまん発電所、豊丘ダム発電所、森泉湯川発電所及び金峰山川発電所
「２（A)」の売電業務対象外	３発電所	四徳発電所、越百のしずく発電所及び湯の瀬いとおしき発電所

(4) 履行期間

令和８年４月１日０時～令和９年３月31日24時

(5) 費用の上限額

22,000千円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

6　企画提案を求める具体的内容の項目

(1) 売電価格等

ア　非ＦＩＴ及びＦＩＰ発電所電力　卸売kWh単価（非化石価値を含む。）

イ　ＦＩＴ発電所　上乗せ買取単価の有無及びkWh単価

なお、ＦＩＴ発電所ごとに異なる単価とする場合は、ＦＩＴ発電所ごとの上乗せ買取kWh単価

また、ＦＩＴ発電所の電力の追加性に着目して異なる単価を設定する場合は、その種類ごとの上乗せ買取kWh単価

ウ　長野県庁舎への需要追随供給に係る需給調整業務等の費用総額

企業局電力（非化石価値付）によるＰＰＡ供給

エ　北信発電管理事務所及び同事務所にある水素ステーションへの電力供給総額

水素ステーションに供給する電力については、企業局電力（非化石価値付）に限る。

オ　企業局27発電所の所内電力及び予備所内電力供給総額

カ　インバランス料金の精算方法

キ　二部料金制等その他の提案
ク　追加性電源の活用

(2) ブランド価値
ア　将来的に企業局や企業局電力の価値を高める提案
イ　大都市との交流による水力発電の開発促進及び交流人口の拡大等につながる提案

(3) 2050ゼロカーボン実現に向けた取組
ア　電力の販売方法等について、企業局電力の地消地産につながる提案
イ　県内需要家に対して契約者数や販売量の増加が見込める提案
ウ　環境学習等再生可能エネルギーへの理解を深める提案
エ　収益の県内還元など、地域内経済循環に資する提案

(4) 経営の安定性
ア　企業としての経営状況
イ　小売電気事業者としての実績

(5) その他
その他長野県の取組みに資する提案

なお、詳細は別紙「令和８年度長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点」のとおりとします。

7　契約者

次の４業務は、それぞれ次の区分により別契約となります。

業　　務	企業局側契約者	応札者側契約者
A　「長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電業務」（上記２）	長野県公営企業管理者	応募者。ただし複数者で公募型プロポーザル方式に応募する場合にあっては、全応募者
B　「長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託」（上記３）		応募者。ただし複数者で公募型プロポーザル方式に応募する場合にあっては、代表事業者１者
C　「北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務」（上記４）	長野県企業局北信発電管理事務所長	
D　「企業局27発電所への所内電力の供給業務」（上記５）	長野県公営企業管理者	

（注）A～Dの業務については、別添１－１「本件業務のイメージ」参照

8　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること。

(2) これまでに、ＦＩＴ法第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第４項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項又は財務規則（昭和42年長野県規則第２号）第120条第１項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
(4) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
(5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。
(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
(8) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がＡに区分されている者であること。

9　応募資格の申請

８(8)の応募資格を有しない場合であっても、企画提案書の提出期限までに応募資格要件を満たせばこの公募型プロポーザル方式に参加できます。応募資格の取得については、以下を参照してください。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課
電話　026-235-7079

10　参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、様式１「参加申込書」及び様式２「誓約書」を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

なお、複数者で公募型プロポーザル方式に応募する場合は、参加申込書に代表事業者を明記した上で、すべての者が参加申込書を提出するものとします。

(1) 参加申込書の作成様式

様式１による。

(2) 誓約書の様式

様式２による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

以下の書類を参加申込書に添付してください。

ア　登記簿謄本（過去３か月以内に発行されたもの）

イ　財務諸表（直近３会計年度分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（作成している場合）等）

ウ　小売電気事業者の登録を証するもの

エ　令和６年度の電力の販売実績を証するもの（合計及び都道府県別）（発受電月報等）

オ　オフサイトＰＰＡの実績を証するもの（代表事業者に限る。）

カ　「長野県の調達する製造の請負、物品の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）」の「物件の買入れ」の等級がＡに格付けされている者であることを証する書類の写し

(4) 担当課（所）・問合せ先

〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局電気事業課
電　話　026-235-7375（直通）
ＦＡＸ　026-235-7388
電子メール　kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア　提出期限　令和７年11月28日（金）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで）

※　長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

イ　提出先　(4) に同じ。

ウ　提出部数　１部（正本１部）

エ　提出方法　正本は持参又は郵送とします。併せて電子データ（ＰＤＦ）を電子メールで送付してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県企業局電気事業課に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び誓約書に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア　参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（13(4)ア）の３日前までに、書面により長野県企業局電気事業課長から通知します。

イ　上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日

及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ　非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ　非該当理由の説明請求の受付

(ｱ)　受付場所　(4) に同じ。

(ｲ)　受付時間　上記イの期間中、午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア　応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ　参加申込書提出後に辞退する場合は、様式３「参加辞退届」を提出してください。

11　説明会

説明を希望する者に対し、説明会の開催に代えて、次のとおり説明動画を公開します。

(1) 公開期間　令和７年 11 月 11 日（火）午後１時から令和７年 12 月 15 日（月）午後５時まで

(2) 公開方法　web にて動画配信します。

(3) 視聴方法　視聴を希望する者は、12(2)の質問の受付期限までに 10(4)に電子メールでご連絡ください。折り返し視聴用のＵＲＬをお知らせします。

12　不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所　10(4) に同じ。

(2) 受付期限　令和７年12月８日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付時間　午前９時から午後５時まで

(4) 受付方法　様式４「令和８年度長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務に係る質問書」を電子メールにより提出するものとします。

(5) 回答方法　長野県企業局電気事業課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和７年12月12日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

13　企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式５「企画提案書」による。

なお、複数者で公募型プロポーザル方式に応募する場合は、(2)に規定する附表その他の書類も含めて、代表事業者が提出するものとします。

(2) 企画提案書の附表作成様式等

様式５の附表

様式６　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託積算内訳書

様式７　北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務積算内訳書

様式８　企業局27発電所への所内電力の供給業務積算内訳書

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

ア　受付場所　10(4) に同じ。

イ　受付期限　令和７年12月８日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
ウ　受付時間　午前９時から午後５時まで
エ　受付方法　様式４「令和８年度長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務に係る質問書」を電子メールにより提出するものとします。
オ　回答方法　企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メールにより回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
ア　提出期限　令和７年12月15日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで）
イ　提出先　10(4)に同じ。
ウ　提出部数　１部（正本１部）
エ　提出方法　正本は持参又は郵送とします。併せて電子データ（ＰＤＦ）を電子メールで送付してください。
　ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局電気事業課に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で10(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準
別紙「令和８年度長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点」のとおりとします。

(6) 企画提案の選定の方法
ア　企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
　なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。
イ　企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
ウ　プレゼンテーションの実施日時及び場所
　令和７年12月22日（月）、23日（火）　web会議にて実施予定
(ｱ) プレゼンテーションの日時、web会議の詳細については各参加者に個別に連絡します。
(ｲ) プレゼンテーションの時間は20分以内でお願いします。その後企画提案評価会議の構成員から10分程度質疑を行います。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
ア　企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県企業局電気事業課長から通知します。
イ　上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県企業局電気事業課長から通知します。
ウ　見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県企業局電気事業課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項
ア　(7)イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県企業局電気事

業課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

イ　非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ　非選定理由の説明請求の受付

(ｱ) 受付場所　10(4) に同じ。

(ｲ) 受付時間　上記アの期間中、午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

ア　企画提案書は複数提出することはできません。

イ　提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ　提出された企画提案書は、返却しません。

エ　企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ　提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ　参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

14　契約書案

(1) 次のＡからＤまでの区分に従い別添１－５、１－６、２－２、３－２及び４－２のとおりとします。

Ａ　長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電業務

別添１－５　電力受給契約書（案）

別添１－６　再生可能エネルギー電気の特定卸供給に関する契約書（案）

Ｂ　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託

別添２－２　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託契約書（案）

Ｃ　北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務

別添３－２　北信発電管理事務所水素ステーション電気需給契約書（案）

(注) 契約の相手方は企業局北信発電管理事務所長になります。

Ｄ　企業局27発電所への所内電力の供給業務

別添４－２　企業局27発電所電気需給包括契約書（案）

(2) (1) Ｂの契約をする者は、別添２－４「長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡに関する３者契約書（案）」を協議の上、締結することが必須となります。

15　見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、様式９「見積書（長野県公営企業管理者あて）」及び様式10「見積書（企業局北信発電管理事務所長あて）」にア～ウの書類を添付して、長野県企業局電気事業課長に提出するものとします。

ア　様式６　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託積算内訳書

イ　様式７　北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務積算内訳書

ウ　様式８　企業局27発電所への所内電力の供給業務積算内訳書

(2) 見積書（様式９及び様式10）が、(1)の期限までに長野県企業局電気事業課に到達しない

ときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

16　契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

17　その他

(1) ３の「長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託（Ｂ)」、４の「北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務（Ｃ)」及び５の「企業局27発電所への所内電力の供給業務（Ｄ）」に係る契約は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算（一般会計予算を含む。）の減額又は削除があった場合は、企業局は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

詳細は、別添２－２　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託契約書（案)、別添３－２　北信発電管理事務所水素ステーション電気需給契約書（案）及び別添４－２　企業局27発電所電気需給包括契約書（案）によります。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(5) 本年度の企業局電力の売電公告（予定）

別添５　本年度の企業局電力の売電公告（予定）を参照してください。

(6) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局電気事業課
電　話　026-235-7375（直通）
ＦＡＸ　026-235-7388
電子メール　kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

【添付資料】

別紙　　令和８年度長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点

様式１　参加申込書

様式２　誓約書

様式３　参加辞退届

様式４　令和８年度長野県企業局の美和発電所など 24 発電所電力の売電等業務に係る質問書
様式５　企画提案書
様式５の附表
様式６　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託積算内訳書
様式７　北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務積算内訳書
様式８　企業局27発電所への所内電力の供給業務積算内訳書
様式９　見積書（長野県公営企業管理者あて）
様式10　見積書（長野県企業局北信発電管理事務所長あて）

別添１－１　本件業務のイメージ
別添１－２　長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電業務に係る仕様書（案）
別添１－３　仕様書別表１～５
別添１－４　需要追随供給電源の供給要領（案）
別添１－５　電力受給契約書（案）
別添１－６　再生可能エネルギー電気の特定卸供給に関する契約書（案）

別添２－１　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務仕様書（案）
別添２－２　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務委託契約書（案）
別添２－３　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務実施要領（案）
別添２－４　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡに関する３者契約書（案）
別添２－５　令和８年度長野県庁舎の各月予定使用電力量、令和６、７年度月別使用電力量の実績

別添３－１　北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務仕様書（案）
別添３－２　北信発電管理事務所水素ステーション電気需給契約書（案）

別添４－１　企業局 27 発電所への所内電力の供給業務仕様書（案）
別添４－２　企業局 27 発電所電気需給包括契約書（案）

別添５　　本年度の企業局電力の売電公告（予定）